

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部及び大学院数理科学研究科
環境安全管理室規則

制定 平成17年2月18日

改正 平成22年5月21日

(趣旨)

第1条 東京大学教職員の環境安全衛生管理規程（平成16年東大規則第10号）第14条の規定に基づき、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部及び大学院数理科学研究科（以下「両部局」という。）に環境安全管理室（以下「管理室」という。）を置く。

(業務)

第2条 管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 環境安全衛生に係る職場巡視並びに自主点検の指導、助言
- (2) 環境安全衛生に係る実態把握と改善指導、助言
- (3) 環境安全衛生に関する法令等に基づく申請、届出及び報告
- (4) 環境安全衛生に関する規則の制定及び改廃への指導、助言
- (5) 環境安全衛生に関する教育及び広報活動
- (6) その他の環境安全衛生に関する事項について指導、助言

(組織)

第3条 管理室は、室長及び室員若干名をもって組織する。

(室長)

第4条 室長は、両部局の教員から両部局長が協議のうえ指名する。

- (1) 室長は、管理室の業務を総括する。
- (2) 室長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 前項の規定にかかわらず、室長が欠けたときの後任室長の任期は、前任の残任期間とする。

(室員)

第5条 室員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 広域科学専攻の教員 若干名
- (2) 両部局長が指名する衛生管理者 1名
- (3) 両部局長が必要と認めた事務職員 1名
- (4) その他室長が必要と認めた者

2 前項第1号、第2号及び第4号の室員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、室員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補足)

第6条 この規則に定めるもののほか、管理室の運営に関し必要な事項は、管理室の定め

るところによる。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。